

ロシア連邦の安全保障のための、対外経済活動分野における特別経済措置適用についての  
ロシア連邦大統領令

大統領令 2022 年 2 月 28 日付第 79 号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および 2022 年 3 月 1 日付第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定めた措置に追加して、ロシア連邦の安全保障および産業の支障なき機能のために、以下を決定する：

1. 2022 年 12 月 31 日まで、以下の特別経済措置が適用されるよう保障する：

- a) ロシア連邦政府が定めるリストにしたがった製品および（または）原料のロシア連邦領外への持ち出しおよび（または）ロシア連邦領内への持ち込みの禁止；
- b) ロシア連邦政府が定めるリストにしたがった製品および（または）原料のロシア連邦領外への持ち出しおよび（または）ロシア連邦領内への持ち込みの制限；

2. 本令第 1 項記載の措置は、ロシア連邦市民、外国人、無国籍者によって、個人的使用のためにロシア連邦領外へ持ち出されるおよび（または）ロシア連邦領内へ持ち込まれる製品および（または）原料に対しては適用されないものとする。

3. ロシア連邦政府に、いくつか種類の製品および（または）原料、ならびに特定の法人および（または）自然人に対する、本令第 1 項記載の措置適用の例外規定を定める権限を与える。

4. ロシア連邦政府は 2 日以内に、本令第 1 項記載の措置適用のために必要となる外国国家リストを定めるものとする。

5. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022 年 3 月 8 日

第 100 号